

平成29年2月23日(木)

関係者各位

結城康博  
(淑徳大学教授)

## 在宅要介護者の投票率向上への意見

今後、国は在宅介護施策を推進している経緯から、要介護者が在宅で生活するケースが増えるであろう。しかも、老夫婦のみ世帯が急増し、独居高齢者も増加傾向にある。そのため、要介護者の投票率向上にあたっては、介護保険制度の「訪問介護」の積極的な活用及び促進を提言する。

1. 別紙、「老計10号」に記載されている事項が、現行の介護保険制度によって「訪問介護」で認められている内容の例示である。そのため、投票行動を促進するため、厚労省より全保険者(市町村)及びケアマネジャー、訪問介護事業者などの関連機関に、投票行動に関する「身体介護及び通院等乗降介助」を介護保険の適用であることを周知していただければと考える。そのことで、要介護者が投票場に行く機会が拡充される。
2. なお、既述の厚労省の通知等を活用しながら、各自治体の選挙管理委員会は、要介護者が投票所へ出向く際に、介護保険の活用をポスター及び書類・パンフレットなどに記載して、それらの情報提供を行うべきである(交通費は自費なども整理して)。
3. なお、投票場においては要介護者の意思が反映できる人的・物的措置を講じることで、ヘルパー(訪問介護員)ができない行為を補足する措置を講じるべきと考える。
4. 公費を用いて移動投票場を創設する案も重要だが、積極的に介護保険制度を活用・促進させていくことが効率的と考える(多少の介護保険給付費の上昇は避けられないが)。
5. なお、既述の意見は、総務省と厚労省とでも議論を深めて、関係機関へ周知を促していただきたい。

以上

# 訪問介護の概要

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

## 身体介護（抜粋）

- 1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1-4 起床及び就寝介助
- 1-5 服薬介助
- 1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

## 生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り